■固定資産税

固定資産税についてのお知らせ

問 税務課土地担当・家屋担当 ☎㉓2162

固定資産課税台帳などの縦覧および閲覧

土地または家屋を所有している納税者は、本人が所有する固定資産以外にかかる価格との比較を通して、価格が適正かどうかを確認できます。

■場所
税務課土地担当・家屋担当（市役所本庁舎三階）、各総合支所市民税務課

※土・日曜日、祝日を除く午前八時三十分～午後五時十五分

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

■期間
四月二日(月)～五月三十一日(木)

■対象
土地・家屋の所有者で納税者

■内容
土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

■持参するもの
固定資産税納税通知書または課税明細書（平成二十三年度分）、免許証など本人が確認できるもの

※代理人の場合は本人自筆の委任状（法人は代表者からの委任状）

②固定資産課税台帳の閲覧

■期間
通年

■対象
Ⓐ固定資産税の納税義務者
Ⓑ借地人、借家人など有償契約をしている人

■持参するもの
Ⓐ固定資産税納税通知書または課税明細書（平成二十三年度分）、免許証などの本人が確認できるもの
Ⓑ契約書、免許証などで本人が確認できるもの

省エネ改修工事に伴う固定資産税の軽減

■対象となる住宅の要件
次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

(1)平成二十年一月一日に存する住宅（賃貸住宅を除く）で平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に改修された住宅

(2)窓の改修工事および同時に行われる❶～❸の工事
❶床の断熱改修工事❷天井の断熱改修工事❸壁の断熱改修工事（外気等と接する壁の工事に限る）

※改修部位が省エネ基準に適合すること

(3)当該改修工事に要する費用が三十万円以上であること

■減額される額
百二十平方メートル相当分まで翌年度の固定資産税が三分の一減額されます。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の軽減

■対象となる住宅の要件
次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

(1)平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に改修された住宅

(2)❶～❸の人が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）
❶六十五歳以上の人❷介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人❸身体障害者手帳の交付を受けている人

(3)補助金などを除いた自己負担額が三十万円以上の次の工事
❶廊下の拡幅❷階段のこう配の緩和❸浴室の改良❹便所の改良❺手すりの取り付け❻床の段差の解消❼引き戸への取り替え❽床表面の滑り止め化

■減額される額
百平方メートル相当分まで翌年度の固定資産税が三分の一減額されます。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額

■対象となる住宅の要件
次の要件をすべて満たす住宅が対象になります。

(1)昭和五十七年一月一日以前に建築され、平成二十二年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までに耐震改修が完了している改修費用三十万円以上の住宅

(2)現行の耐震基準に適合した工事をした住宅

■減額される額
改修工事が完了した年の翌年度から次の期間、百二十平方メートル相当分の固定資産税が二分の一に減額されます。

平成二十二～二十四年　二年度分
平成二十五～二十七年　一年度分

※基準日は工事完了日

お詫び

三月十四日午前九時五十分ごろ、市役所本庁舎二階子育て支援課相談室の一部を焼損する火災が発生しました。

火災予防を呼びかける立場にありながら、このような事態を招いてしまい、市民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

この事態を厳粛に受け止め、今後このようなことの無いよう、万全を期してまいります。

■障害福祉

障害者自立支援法の一部改正について

問 社会福祉課障害福祉係 ☎㉓2167

障害者自立支援法の一部改正に伴い、四月一日から障害福祉サービスなどの利用方法が変わります。

1 利用者負担の見直し

利用者負担は、これまで定率負担でしたが、四月からは、負担能力によって負担率が変わります。

例えば、住民税非課税世帯の利用者負担は無料になります。

また、**障害福祉サービスと補装具の利用者負担**が合算され負担が軽減されます。

例えば、同一の世帯で該当するサービスの利用者負担の合算額が一定の額を超えた場合には、負担軽減の措置がとられます。

2 障害児支援施策の強化、見直し

障害児通所支援は、障害種別に分かれている障害児施設が一元化され、重複障害にも対応できるようになります。

また、通所施設等の申請は、市役所が窓口となり、より身近な支援が受けられるようになります。

障害児入所支援は、重度・重複障害の対応を図るほか、満十八歳以上の入所者は、児童福祉法から障害者自立支援法による障害福祉サービスに移行します。

また、児童デイサービスは、放課後や夏休み等に利用できる**放課後等デイサービス**に移行します。これまで児童デイサービスを利用している人は、サービス期間満了まで継続して利用できます。

3 相談支援の充実

地域移行支援は、障害により長期に施設や病院に入所（入院）していた人が、地域での生活に移行する場合、地域で安心して生活できるように、一般相談支援事業者が支援を行います。

また、地域移行支援により入所施設や病院を退所（退院）した障害者や、家族のもとを離れて一人暮らしを始めた障害者などが、緊急の場合、夜間でも相談などができる地域定着支援サービスが始まります。

なお、これらの障害福祉サービスを利用する場合には、相談支援事業者などが作成する**サービス等利用計画案**が必要になります。

これは、利用する人に最も適した障害福祉サービスが受けられるようにするためのもので、四月から段階的に対象者を拡大し、平成二十六年度までにすべての利用者が作成することになります。

■軽自動車税・自動車税

自動車税の減免

問 税務課市民税担当、北部県税事務所

身体や精神に障害のある人で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税が減免になります。

初めて申請する人は、事前にご相談ください。

また、前年度減免を受けていた人が車を買い換えた場合は、新たに手続きが必要です。

なお、軽自動車と普通自動車の税の減免は、どちらか一方しか受けられません。

軽自動車

■申請期間
五月十五日(火)～二十四日(木)

■申請場所
税務課市民税担当（市役所本庁舎三階）、各総合支所市民税務課

■持参するもの
❶運転免許証❷身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳❸自動車検査証❹認め印

※前年度減免者には申請用紙を郵送しますので、必要事項を記入し、申請期間内に申請してください。

問 税務課市民税担当 ☎㉓2162

普通自動車

■申請期間
四月二日(月)～五月二十四日(木)

■申請場所
北部県税事務所（県大崎合同庁舎三階）

※前年度減免者には、継続申請の書類を四月下旬に郵送します。

問 北部県税事務所 ☎㊶0705

本人以外が運転する場合

自動車を家族などが運転する場合、減免には社会福祉課が発行する証明書が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

■申請場所
社会福祉課障害福祉係（市役所西庁舎一階）

問 社会福祉課障害福祉係 ☎㉓2167